



帯行政第 34 号

平成 30 年 8 月 7 日

帯広市監査委員 林 伸 英 様
同 秋 田 勝 利 様
同 鈴 木 仁 志 様

帯広市長 米 沢 則 義
(総務部行政推進室担当)



監査の結果に対する措置の通知について

平成 30 年 3 月 26 日付帯監査第 1 2 5 号及び第 1 2 7 号において報告のありました平成 29 年度下期定期監査及び行政監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 12 項の規定により通知いたします。



下期定期監査指摘	措置状況
<p>収入、支出事務及び外部送付帳票等の受領・チェック事務について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われており、全体を通して改善が図られていることが認められました。</p> <p>しかしながら、監査の結果に記載のとおり、使用料の還付事務において改善を要する事務処理が見受けられました。</p> <p>今後においては、適正な事務執行に向けた取組を継続され、さらなる内部統制の充実に努めますよう期待いたします。</p>	<p>今回の定期監査では、事務処理はおおむね適正に行われ、全体的に改善が図られていると評価された一方で、指摘・指導事項等の件数を勘案すると、継続的に業務改善を進めていく必要があると考えられます。</p> <p>収入事務において指摘のあった、使用料から還付金を減じて徴収していたものについては、使用許可申請の事務について整理し、研修を行うなど、適正な事務処理の徹底を図りました。</p> <p>重点項目に設定されていた対外的に送付する帳票等にかかる磁気媒体の確認については、今後においても情報処理システム運用マニュアルを意識しながら、適正に事務処理が行われるように、当該事務所管課におけるチェック体制の維持・改善に努めていきます。</p> <p>今回の監査結果を踏まえ、市民の信頼に応える行政運営を実施していくため、事務処理のプロセスの確認や点検のあり方を検討するなど、適正な事務執行に向けて取り組んでまいります。</p>